

第十三回 参議院大蔵委員会會議録第七十五号

昭和二十七年七月二十四日(木曜日)午前十一時十五分開会

委員の異動

七月四日委員野澤勝君辞任につき、その補欠として森崎隆君を議長において指名した。

七月九日委員森崎隆君辞任につき、その補欠として野澤勝君を議長において指名した。

七月十一日委員江田三郎君辞任につき、その補欠として佐多忠隆君を議長において指名した。

七月二十一日委員高橋龍太郎君及び瀧淵春次君辞任につき、その補欠として小林政夫君及び堀末治君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 平沼彌太郎君
理事 大矢半次郎君
伊藤 保平君
木内 四郎君

委員

岡崎 眞一君
黒田 英雄君
西川甚五郎君
小宮山常吉君
田村 文吉君
森 八三三君
油井賢太郎君

政府委員

大蔵省主計局長 河野 一之君
大蔵省理財局長 酒井 俊彦君

農林省畜産局長 長谷川 清君
食糧庁長官 東畑 四郎君

事務局側

常任委員 木村常次郎君
会専門員 小田 正義君
会専門員 小田 正義君

説明員

大蔵省理財局長 横山 正臣君
局管理課長

本日の会議に付した事件

○理事の補欠選任の件

○小委員の補欠選任の件

○接収貴金屬等の数量等の報告に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(平沼彌太郎君) これより第七十四回の大蔵委員会を開会いたします。

最初に理事の補欠互選についてお諮りいたします。去る七月四日、理事野澤君が委員を辞任せられたので、理事の補欠を互選いたさなければならぬが、前例によつて委員長から指名することにして御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(平沼彌太郎君) 御異議ないと認めます。それでは理事に野澤委員を指名いたします。

○委員長(平沼彌太郎君) 次に同じく野澤委員の辞任に伴ひまして、欠員となつております。諸君及び陳情に關する小委員並びに同委員長の補欠を選定したいと思ひます。本件につきま

しても前例により委員長より指名することに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(平沼彌太郎君) 御異議ないと認めます。それでは諸君及び陳情に關する小委員及び同委員長に大矢委員を指名いたします。

ちよつと速記を止めて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(平沼彌太郎君) 速記を始め……それでは接収貴金屬等の数量等の報告に關する法律案について説明を求めます。

○説明員(横山正臣君) この接収貴金屬等の数量等の報告に關する法律案を提案いたしました理由及び内容の要點につきましては、先般提案理由説明によりまして申上げた通りであります。なお逐條的に内容を補足して説明いたします。

先ず第一條は、本法案の目的を明らかにした規定でありまして、本法案に基き提出された報告を集計整理いたした上、接収貴金屬等の処理方針を決定いたしまして、返還その他の措置をとることとしたことと考へております。

第二條につきましては、「貴金屬等」、「本邦及び「接収」という文句の意義を規定いたしましたものであります。第三條におきまして、報告提出義務者別に項を分けまして、報告の期限とか、方法、添附書類などを規定したものであります。即ち報告は原則といたしまして接収当時の事実を熟知してお

り、且つ証明の便宜を有するものと考へられます。接収当時の占有者又はその承継者から提出せざるというところといひまして、接収貴金屬等の所有者又は被接収者又はその承継者が亡くなつた場合においてのみ報告書を提出せざる、こういうこととしたのであります。なお國が被接収者であるときは接収時の管理官署又はその貴金屬等の管理事務を引き継ぎました官署の長が報告書を提出することとしたのであります。この規定は第二項になつております。

第三項におきましては、報告の眞実性を保証するために必要な証明書類を列挙いたしまして、報告書に添附して提出せざるということとした規定でありまして、これらの書類を完備してない場合もあるかも知れませんので、この場合もあつた場合に於いては一部の書類を添附して報告書を提出して頂きます。差支えないものと考へております。

最後に第四條の罰則について申し上げますと、本法による報告は、將來接収貴金屬等の処理を行う際に重要な資料となりますので、この報告が虚偽のものであるときは、公共の利益を害する虞れがあるといふことのみならず、その處理如何によりましては虚偽の報告をした者が不当な利益を得るようなことがあつてはならないので、罰則を設けまして、あらかじめこれを防止することとしたのであります。又報告書を提出しなかつた者について罰則を適用するかどうかの問題がありますが、これを処罰するといふことは本法の趣旨

から考へまして行き過ぎであると考えられますので、この報告書を提出しなかつた者に対しては処罰の対象といたさないことになつております。大体以上がこの法案を提出した理由及び内容であります。

○委員長(平沼彌太郎君) 質疑を願ひします。

○油井賢太郎君 それよりも、この衆議院で要求した資料ですね、この資料について、若しできたなら説明してもらつたほうが都合がいいのですが。

○委員長(平沼彌太郎君) この衆議院からの資料を説明願ひします。

○説明員(横山正臣君) 衆議院に提出した資料はたくさんありますので、主としてどういつたものを……、たくさんあるのです。

○油井賢太郎君 たくさんありますから、その日附の古い順にやつてもらへばいい。

○説明員(横山正臣君) まあ根本的になりますと、この二十七年五月三十日付のを説明することになると思ひます。この五月三十日付の資料は、平和条約発効によりまして、占領軍から政府に解除された貴金屬などの数量に關する資料でありまして、その区分といたしまして、金、合金、白金、ダイヤモンド、それらにつきまして全量を書いております。政府が占領軍からその引渡しを受けたときの資料には全量、いわゆるグロスレートと申しておりますが、全量に互つて書いてありますが、いわゆる純分純量につきまして

は二、三欠けているものもありますし、確認できないものもありますので、この純量につきましては推計純量をここに掲示しております。当時新聞紙上で一時問題になった金の数量につきましては、私合金といふものの中に金と銀が含まれているといふことの説明を十分していなかった、誤解しておつたのであります。この点合金の中に金が含まれているといふことが、この推計数量の中に明示されております。それからダイヤモンドにつきましては、これはまだ正確な鑑定をいたしておりませんので、やはり目録に提示されておる数量のみを掲示してあります。それから非常に多岐であります。占領軍が管理中におきまして略奪物資として認定いたしました、被略奪国に返還されたものがこれだけあるといふものを掲示したのであります。この数字は主として賠償庁の数字を掲示してあります。実際の略奪物資の返還に当りましては、実務を担当した賠償庁に問合せをいたしまして、この数字を大體掲示したわけであります。

それから五月三十日付の資料であります。これは貴金屬管理法の審議の際に当りまして、参議院の当委員会から要求されました資料は、終戦時におきまして政府貴金屬特別会計の所有金に幾らあるかという資料でありましたので、その資料を出しましたところ、衆議院におきましては、政府の特別会計が接収された数字は幾らかという要求がありましたので、その数字を提出いたしましたところ、その数字におきまして、約一トント十七キロの食い違いがありましたので、その説明を求められ

ました結果、その説明をいたしまして、四項に詳しく書いた次第であります。あとはダイヤモンドその他の細かい数字になつておりました。特に説明は要しないと思ひますが、御質問に應じてお答えいたしたいと思ひます。

○本内四郎君 ちよつと伺ひますが、前に報告をされたことではないのですか。これで見ると初めて報告を徴するようだけれども、接収されたものを報告をとつたことではないのですか。

○説明員(横山正臣君) 以前には接収されたものの報告をとつたことは一度もありません。ただ補足いたしておきますが、接収される前に現在高の報告なり、その他の報告をとつたのが二、三あります。これは接収とどういふ関係があるかといふことにつきましては、まだ政府といたしましては、その関係につきまして詳細なところがわかつておりません。この以前とつた報告と申しますのは、昭和二十一年五月十六日に大蔵省令六十三号で臨時貴金屬数量等報告規則のを出しました。これに基いて報告をとつておりますが、これは接収されてないものについてのみ報告をとつたわけでありまして、ですから、それがどういふふうにする後接収されたか、事実接収された数字と符合するかといふ点につきましては、今後只今提案してあります報告に関する法律の結果照合してみたいと思ひます。

○本内四郎君 そうですね、細かな数字の表を見ないのですが、さつきあなたがおつしやつた数量の食い違いといふのは、政府の持つておつた金庫にいての数量の食い違いですか。今後皆

から報告を徴した場合にはまだ数量の食い違いがあるかも知れないわけですね。

○説明員(横山正臣君) 先ほど申しました食い違いといふのは、ただ接収された数字と特別会計の終戦時の数字とが少し移動があつたといふだけでありまして、一般の人から接収されたものがどういふふうな状態にあつたといふことは現在のところ全然わかつておりません。

○油井賢太郎君 一体占領軍に接収されたといふ問題ですが、何か占領軍が勝手に接収したのであつて、日本政府と連絡をとりながら接収したといふわけではなかつたのですか。

○説明員(横山正臣君) この接収といふことにつきましては、大蔵省は全然当時連絡を受けずして進駐軍が直接行動をやつたように聞いております。それでその後各方面から接収された人から大蔵省に、私のほうが接収されましたといふようなことを今非公式にばつぱつ聞いた程度であります。大蔵省といたしましては全然連絡を受けていなかったといふことであります。

○油井賢太郎君 併しそういうことは何ですか、その当時全然それじや政府としては調べてなかつたのですか。どの程度どういふものかといふ程度に接収されたといふ、ただ手をつかて占領軍のなすがまにしていた、こういうふうな状態だつたのですか。

○説明員(横山正臣君) 接収されるかどうかといふことも全然わかつておりません。先ほど申し上げましたように、接収されて初めて大蔵省のほうで被害者から、まあ被害者といふとちよつと語弊がありますけれども、接

収された人から接収されましたといふことを非公式に申出て来たのでわかつたといふ点であります。

○委員長(平沼勲太郎君) 酒井政府委員が来られましたから又質問もそのほうに……

○本内四郎君 提案理由のところに書いてある「返還その他の措置を講ずること」とありますが、これは占領軍にとられておつたのを返すのですから、当然所有主に返すものと了解していいのですか。

○政府委員(酒井俊彦君) 接収された貴金屬をあと返すかどうかといふ問題でございますが、所有権のはつきりいたしておりますものは、まあ筋としては返すべきだと思つております。ただ接収後の状況におきまして、金銀等が溶解されて、昔は或る一定の数量、形を持つたものでありましたが、ほかのものと一つのものに、インゴットになつたといふようないろいろの形状にやつたものがございまして、そういうものをどう扱つて行くか、又接収の事実、それ自体がまだはつきりしていない点がございまして、それらの場合に金を接収されたといふ届出の数量と、現在接収を解除して政府に返された金庫とか、貴金屬の量とが合わないといふことも場合によつては起るかも知れない、そういう場合には一体返し方をどう扱つかといふことは、一応この法律を出して頂きますと、報告を頂いた上で更に法律案として処理方法を御審議願ひたいと思ひます。所有者のわかつております、例えば日本銀行の所有金でございまして、これは筋は美術骨董品のようなもの、これは筋は当然返すべきだと思ひま

す。ただ現物がそうやつて確認されたものは返された、現物が溶されてわからなくなつたものについては一部返つて来ないものができるというふうな事態ができました場合は、一体それをどう捌いたらいいかといふような問題が生じます。これは更に研究の上で法律案として御審議を願ひたい、こう思つております。

○本内四郎君 今の溶かして皆一諸にしてみましたといふような場合は、これはまあ問題があるかも知れませんが、今あなたのおつしやつたような貴金屬とか、ダイヤモンドそのまゝの形であるものといふのは、一体法律関係はどうなるのですか。

○政府委員(酒井俊彦君) この接収行為自体の法律効果といふものがなかなか問題でございまして、日本政府としては接収それ自体には関与いたしておりませんし、所有権は現物があれば移つていない、原所有者のものだといふふうにも考えられると思つておりますが、ただ實情によりまして、政府に一括して返してあります。その辺の法律関係がいまいちな点がございまして、正直なところを申し上げます、まだあまいな点がございまして、ただ先ほどお話をいたしましたダイヤモンド等は現物にございまして、御承知のように全部外されてダイヤモンドの粒として一括して返して来ておりますので、この何かラットのどの品質が誰のものであつたといふことは全く判定はむづかしいと思ひます。特定の非常に大きなもので記録が残つていふとかいふようなものがございまして、わかっていると思ひますが、一般的にはなかなかその辺の見分けはむづかしいもの

があるかと思ひます。

○木内四郎君 今のダイヤモンドなんかいいけれども、例えば金杯というふうなものがあったら、名前なんか入っているから非常に明瞭ですが、接収解除になつていて原状に復するのじやないかと思ひますが、まだその点を研究中であるといふことであれば、別にこの際急に御答弁願ふといふ必要はないと思ひますが、その辺を研究置きを願ひたいと思ひます。

○政府委員(酒井俊彦君) 只今お尋ねのありました件でございますが、一応第一義的にはそういうものは日本銀行の金も、これは戦時中に御承知のように売戻し条件付で日本銀行が買つておりますので、一応所有権は日銀にござります。そういう関係でまあ形がはつきりして記録が残つてゐるものは恐らく日本銀行のものとして返されることになると思ひます。ただそれを売戻し条件付でござりますから、もと日本銀行に売つた人が買戻しの請求をするといふような関係は、日本銀行と前に売つた人との売戻し関係の条件の履行という関係になると思ひます。

○油井賢太郎君 それからこれの第三条の第三項で証明する書類を出さなければ報告しても無駄だといふふうなふうに見えるのですが、そういうふうになるのですか、その点又占領軍が必ずその場合に証明を出しているんですか、受領証といふようなものを……

○政府委員(酒井俊彦君) 占領軍は接収の場合に正式には受領証を出してあります。ただその受領に当りまして、いろいろな受領証が出てゐるのが実際のようでありまして、例えばそこで品位等がどれだけであつたかという証明

はなか／＼むずかしいと思ひますが、そんなことは書いてないとか、いろいろな証明書があるやうでありまして、ただここに受領証の写し、その他接収の事実を証明するに足る書類といふので、必ずしも受領証それ自体がなければいけないといふのでなくて、接収の事実を証明するに十分な書類がござりますれば結構なわけでございます。

○油井賢太郎君 占領軍のほうでも接収するといふのは、やはり命令で以て接収したのでしから、それは各地から集まつて一定の、どれだけ接収したといふふうなことは明瞭になつていふと思ひますが、それはあなたのほうへ報告が来ているんですか。

○政府委員(酒井俊彦君) その書類は連合国軍から独立に伴ひまして政府に引継がれておりません。従つて占領軍がどこでどれだけ接収したといふ、占領軍からのそういう事実の記録は日本としては持つておりません。

○油井賢太郎君 例えば個人のものでなしに、いわゆる官庁関係の所有物件とか、或いは公共企業体の所有物件、そういうふうなものの所有状態、接収状態はこれはよくわかつてゐるわけですね。

○政府委員(酒井俊彦君) 政府関係及び日本銀行の所有する金につきましては、当時記録がございまして、これは接収されたという記録といふことになしに、そういう貴金屬類の記録がございまして、どれだけ接収されたかといふ事実はわかつてゐるわけであり

の衆議院で提出いたしました資料の中に、その二項に「連合国占領軍に接収された金銀の数量調(判明分)」といひまして、政府と日本銀行の接収されました金銀につきましては揭示されております。この政府と言ひますのは当時の金貨金特別会計を主としたものでありまして、一般の陸軍とか、海軍のものにつきましては正確にはわかつておりません。

○油井賢太郎君 そうすると、この資料で見ればですね。金なら金で見つて行くと、解除された分として金が十萬二千七百七十六キロですね、ところが接収されている分といふのはこれは十萬八千四百四十キロですか、これとの差がさつき御説明の分なんですか。

○説明員(横山正臣君) この点は先ほども申し上げましたように、今の金塊とか、金の金状の形で返還されましたのが百二トンでありまして、合金の中に金が更に八トンほど加つております。それで金状、金塊として、はつきり金としてわかつておりますものが、百トンありますので、合せまして百八トンほどの金が全量として返されてゐるわけですね。従つて政府と日本銀行が接収された金百八トンといふものに対しては少なくとも大体割合合はれてゐるのじやないかと思つております。

○油井賢太郎君 これは政府の分として解除になつたのですか、それとも全体の解除分ですか、この百二トン或いは銀二千三百六十五トンといふのは……

○説明員(横山正臣君) 解除されましたのは、日本内地において占領軍が接収いたしましたもの、すべてであります。

○油井賢太郎君 それではこの政府の所有分だけでも百八トン接収されてゐるのですか、それでそのほか民間の分やいろいろの分が入つてゐるとすれば、これは相当数量になると思ひますが、それは政府以外の分は余りないので、大体の常識上でもよろしいと思ひます。

○説明員(横山正臣君) 政府以外のものは幾らあるか、これを今度の法律におきまして資料を集めてみたいと思つております。大体今までは非公式に方々調査いたしまして集めた数字では、余りないよう思つております。

○委員(平沼勲太郎君) ちよつと速記をとめて……
〔速記中止〕
○委員(平沼勲太郎君) 速記を始め……
本日の委員会はこれを以て散会いたします。
午前十一時五十四分散会

七月十二日本委員会に左の事件を付託された
一、玩具の物品税免税点引上げに関する請願(第二九二九号)
第二九二九号 昭和二十七年七月三日受理
玩具の物品税免税点引上げに関する請願
請願者 東京都台東区浅草柳橋二ノ一関東セロイ
工業協同組合連合会
理事長 戸谷佐治
紹介議員 下條 恭兵君

玩具は、幼童の純真な童心の成長を輔翼するもので、知育の向上に欠くこと

のできない必需品である。従つて玩具に関する限り全面的に物品税を廃止すべきであるが、現行税制および他物品との関係を考慮し、免税点を五百円に引き上げられたいとの請願。
七月十九日本委員会に左の事件を付託された
一、公衆浴場の所得税減免に関する請願(第三〇八七号)
一、ダイナ台風被害者に対する所得税減免の陳情(第一二六四号)

第三〇七八号 昭和二十七年七月八日受理
公衆浴場の所得税減免に関する請願
請願者 名古屋市中村区則武町 長谷川義雄
紹介議員 草葉 隆國君

公衆浴場の家屋ならびに設備は一般家屋に比し腐蝕率が高はなはだしく、その修理に要する費用が従来全く考慮されてない上、昭和二十六年度は四十五パーセントの標準率をもつて課税せられた結果納税の不能な業者も生じ、今後時代に相応する衛生設備に改善を加え公衆浴場としての使命達成に支障をきたす虞があるから、公衆浴場業者に対する課税率を適正に改められたいとの請願。

第一二六四号 昭和二十七年七月七日受理
ダイナ台風被害者に対する所得税減免の陳情
陳情者 岐阜県議會議員 上野文

ダイナ台風による岐阜県の被害総額は、數十億円に達し、これが復旧に對

する県民の出費と心労は言語に絶する
ものがあるから、本年の所得税決定に
際しては、特別考慮を払い、被害者に
対する所得税減免の措置を講ぜられ
たいとの陳情。